

基本施策9

伝える・知る

情報・コミュニケーション

行政等における配慮

施策目標	方向	基準値	目標値(R8)	実績値					達成率	
				R3	R4	R5	R6	R7		R8
市役所からの情報の取得状況	↑	R1	55.3 %	71.9	-					

Plan	施策の方向性	(1) 情報の利活用のしやすさとコミュニケーション支援																																			
	取組項目	① 情報提供の充実 ② 意思疎通支援の充実 ③ 講座の開催																																			
Do	取組(事業)成果	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主な活動指標</th> <th rowspan="2">方向</th> <th colspan="2">基準値</th> <th colspan="5">実績値</th> </tr> <tr> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民向け手話啓発講座の参加者数</td> <td>↑</td> <td>R1</td> <td>30 人</td> <td>97</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>点字・録音図書の利用者数</td> <td>↑</td> <td>R1</td> <td>4,476 人</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>①コロナ禍における情報支援の取組として「遠隔手話サービス」の運用を開始しているが、医療機関等において手話通訳者の同行を断られるような事例が生じなかったため、実際の利用までは至らなかった。 ②本庁舎と身体障害者福祉センターに設置した点字プリンターを活用し、コロナワクチンの接種等に係るお知らせを点字と墨字による文書として作成・送付することで、点字表示による発送希望者やその家族等の情報取得のしやすさにつなげた。 ③意思疎通支援者の養成にあたっては、コロナ禍においても各養成講座の全課程を実施することで、受講者(修了者)数の確保に努めた。なお、令和3年度の養成講座修了者数は全体で45人であった。 ④手話の普及等に向けては、市民向け講座の案内や普及啓発用の動画を本庁舎で流すほか、子ども向け講座の参加条件の見直しや広報を工夫したことにより、市民等向け啓発講座全体(2講座9回)の参加者数は97人と大幅に増加した。また、市内の聴覚障害者団体にも意見を伺いながら、「聞こえないってどんなこと」をテーマとした人権教育啓発用リーフレットを作成し、教育機関等へ配布することで一層の理解と啓発につなげた。 ⑤障害特性に配慮した情報・コミュニケーション支援については、身体障害者福祉会館の移転工事にあわせて、「音声情報装置」や「フリーWi-Fi」等の設置工事を行い、施設機能の向上に取り組んだ。また、障害の種類等によって必要な施設機能や配慮等が異なることから、指定管理者である「尼崎市身体障害者連盟福祉協会」の肢体部、聴力部、視力部のそれぞれと丁寧に協議や説明を行い、移転後の会館に設置する情報支援機器等の調整と整理を進めた。 ⑥視覚障がい者に点字図書や録音図書を提供し、一般図書が利用困難な市民に対しても読書活動が行える環境を整備した。(R3事務事業から抜粋)</p>	主な活動指標	方向	基準値		実績値					R3	R4	R5	R6	R7	R8	市民向け手話啓発講座の参加者数	↑	R1	30 人	97						点字・録音図書の利用者数	↑	R1	4,476 人						
	主な活動指標	方向			基準値		実績値																														
R3			R4	R5	R6	R7	R8																														
市民向け手話啓発講座の参加者数	↑	R1	30 人	97																																	
点字・録音図書の利用者数	↑	R1	4,476 人																																		
Check	(内課部評価)	<p>①引き続き緊急時の備えや本市における合理的配慮の取組の推進として、情報支援に係る各種制度の周知と普及に取り組んでいかなければならない。 ③意思疎通支援者養成講座の修了者数は一定維持しているものの、依然として派遣登録者数は増えない状況が続いている。 ④コロナ禍での影響もあったが、事業者向け講座等は依然として参加者数が少なく、より効果的な開催や広報の手法等を検討していかなければならない。 ⑤移転後の会館に設置する情報支援機器等の整備について、引き続き、指定管理者である「尼崎市身体障害者連盟福祉協会」と丁寧に協議を行っていく必要がある。 ⑥利用者の高齢化やインターネットによる録音図書の普及により、利用者が減少している。(R3事務事業から抜粋)</p>																																			
Act	次年度(今後)の取組	<p>②市が発出する通知等の点字化を進めていくため、簡単な点字作成マニュアルを整備し市内各課に周知を図るなど、点字プリンターの更なる活用を促していく。 ③意思疎通支援事業(派遣・養成)の安定的な運営に向けて、支援者(手話通訳・要約筆記など)の派遣単価の引上げなど処遇面の改善や養成講座修了者の派遣登録を促すための取組等について検討していく。 ④手話の普及等に向けては、広報冊子の配布先の拡大(市内小学校や手話サークルなど)やSNS等を活用した広報を進めていくとともに、引き続き協議会において、効果的な講座開催等について協議していく。 ⑤身体障害者福祉会館の移転にあわせて、「聴覚障害者用情報受信装置(アイ・ドラゴン4)」や「音声認識アプリケーション(声文字)」、「音声読み上げ装置(プレクストーク)」、「視覚障害者総合情報ネットワーク(サビエ)」など情報支援に係る各種機器を設置することで、障害特性に配慮した情報・コミュニケーション支援に係る施設機能の向上を図っていく。また、併設する身体障害者福祉センターを含めて、障害のある人が各種講座・活動への参加や災害時も含めた各種情報の取得がしやすくなる施設運用等に取り組んでいくことで、情報支援にも配慮した活動拠点としていく。 ⑥インターネットによる録音図書データのダウンロード利用が普及し、利用者は年々減少しているところではあるが、録音図書郵送貸出サービスの需要は一定数あるため、引き続き実施していく。(昨年度の事務事業から抜粋)</p>																																			
	外部評価(提案)	<p>・今後は、「手話言語条例」の制定により、手話話者の言語権を保障していくことが重要である。また、それらを踏まえて、その他のコミュニケーションの多様性を保障していく条例の制定や施策の展開も視野に入れる必要がある。なお、知的障害や発達障害のある人等に対するコミュニケーションツールとして、絵カードやモバイル機器等を活用することも効果的である。 ・登録支援者の人数は増えておらず、近年横ばいの状況が続いており、市の喫緊の課題となっている。今後は、講座修了者が登録に至らなかった理由等の把握・分析を進め、地域の手話サークルとも協力体制を築いていくなど、その対応や支援策を検討していくとともに、支援者の処遇向上や公共施設への配置など意思疎通支援の体制の充実について検討していく必要がある。</p>																																			

外部評価は従前の評価・管理シートから抜粋

Plan	施策の方向性	(2) 行政サービス等における配慮																									
	取組項目	① 市職員等の理解と配慮 ② 選挙に関する配慮																									
Do	取組(事業)成果	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主な活動指標</th> <th rowspan="2">方向</th> <th colspan="2">基準値</th> <th colspan="5">実績値</th> </tr> <tr> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職員の合理的配慮に対する理解の浸透状況</td> <td>↑</td> <td>R1</td> <td>51.0 %</td> <td>36.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>①市職員の障害への理解・啓発に向けては、新任課長と新採職員を対象とした職員対応要領等の研修や希望制の手話研修を継続して開催した。 ②障害者活躍推進計画の取組の一環として、所属長向けの合理的配慮に係る研修や掲示板を活用した啓発活動、尼崎市版チャレンジ雇用「ハートフルオフィスup×3」の事業活動等により、合理的配慮を知らない職員の割合は改善してきている。 ③障害特性に応じて、選挙のお知らせの点字版や音声版を配布し、候補者情報の提供を行っている。また投票所では段差にスロープや補助員等を配置し障害のある方でも投票しやすい環境づくりに取り組んでいる。(R1年度版評価・管理シートから準用)</p>	主な活動指標	方向	基準値		実績値					R3	R4	R5	R6	R7	R8	職員の合理的配慮に対する理解の浸透状況	↑	R1	51.0 %	36.0					
	主な活動指標	方向			基準値		実績値																				
R3			R4	R5	R6	R7	R8																				
職員の合理的配慮に対する理解の浸透状況	↑	R1	51.0 %	36.0																							
Check	(内課部評価)	<p>①②市職員の障害者差別解消法(不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供など)の認知度は未だ十分とはいえず、「職員対応要領の趣旨に沿った適切な対応が十分できていない」といった意見もあるため、一層の制度周知に取り組まなければならない。</p>																									
Act	次年度(今後)の取組	<p>①市職員の障害への理解・啓発に向けては、差別解消に関する各種制度や「職員対応要領」等を新任課長や新採職員に対する必須研修として継続していくとともに、合理的配慮に係る研修については、所属長以外にも対象を広げて実施していく。また、日々の業務の中で心がけるべき内容や具体例をまとめた職員ハンドブックを作成し、周知することを通じて、意識や対応力の向上を目指していく。 ②障害特性に応じた選挙情報の提供や必要な配慮等について選挙事務に従事する職員への説明会を行うなど、引き続き、投票環境等の向上に努めていく。(R1年度版評価・管理シートから準用)</p>																									
	外部評価(提案)	<p>・市役所の窓口において、「一緒に次の窓口に行ってくれた。」等の配慮事例が増えてきている。平成28年4月に施行した障害者差別解消法に向けた取組が行えるよう、市職員に対する服務規程の整備や紛争解決の手段を講じる必要がある。なお、その際は、具体的な事例を挙げた分かり易いものにするともに、市民に広く周知していく必要がある。また、委託業務の受託者についても、市役所の職員と同様に合理的配慮を意識するよう研修等を実施していく必要がある。 ・手話言語条例の制定により、「手話が言語である。」と示されたことから、合理的配慮の提供義務がある市役所の職員については、対応要領を十分理解することとあわせ、今後は、「手話研修」の充実を図り、希望者のみならず、全職員を対象とした研修を実施する必要がある。また、職員の手話に対する学習意欲や意識を向上させるには、他市で実施されている手話検定費用の助成制度を導入していくことも効果的と考えられる。 ・パソコンやタブレット端末を活用した窓口での「遠隔手話通訳」を実施しているが、十分に活用されていない状況であるため、体験利用の機会をつくるなど当該サービスが来庁者に浸透するよう取り組む必要がある。また、主催の講演会や市民参加イベント等における意思疎通支援者の配置にあたっては、予備的経費の確保だけでなく、配置基準など運用面についても、引き続き検討していく必要がある。 ・障害特性に応じた配慮や対応があれば投票が可能な人もいるため、各投票所の体制整備や市民に対する周知を図る必要がある。</p>																									

外部評価は従前の評価・管理シートから抜粋

参考として、関連する障害福祉計画上の地域生活支援事業の実施状況(実績値)の掲載を検討

総合計画(体系)	地域コミュニティ・学び(01-1)、障害者支援(06-3)	分野別計画(マスタープラン)	あまがさき地域福祉計画、人権文化いきづまづくり計画、障害者活躍推進計画
----------	-------------------------------	----------------	-------------------------------------